第5章　施策の推進方向

基本方向Ⅰ　子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標１　子どもの人権擁護の推進

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

第１期計画期間における取り組みの実績

- 学校園で人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに、講演会や実践報告会、研究大会など各種人権教育の取り組みを行いました。
- 児童虐待や不登校、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者や、ひとり親家庭への包括的な支援を充実させるため、平成 29 年9月に全国的に先駆けて、子ども総合相談センター「となとな」を「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け、より相談しやすい体制づくりを進めました。
- 虐待防止のための親支援プログラムや虐待予防のための育児支援のほか、市民向けの啓発講座を実施するなど、児童虐待防止の推進を図りました。
- いじめや不登校などの問題に対し、心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置により、児童・生徒、保護者の悩みや課題の解決につなげました。
- 子どもたちの犯罪・非行等の防止に向けて、地域や関係機関と連携して取り組むため、PTA・青少年育成指導員等の協力を得ながら、街頭パトロールや相談、街頭啓発活動等に取り組みました。

第２期計画における主な課題

- 「児童の権利に関する条約」を踏まえた子どもの権利や自由を守る意識の啓発
- 自尊心や相手を思いやる心など子どもに対する人権教育の推進
- 「ひらかた・にじいろ宣言（性的マイノリティ支援宣言）」を踏まえた、子どもたちの性の多様性への理解を育む取り組みの推進
- 児童虐待が深刻化する中での虐待防止体制の充実
- 虐待やいじめから子どもを地域全体で守る意識の向上を図る取り組み
- 児童虐待等の相談・通報窓口の充実
- 里親制度の理解促進と里親の普及のための体制確保
- 携帯電話等によるいじめ問題が深刻化するなか、いじめの防止や支援体制の整備
- 不登校に対する相談・支援体制の充実

推進方向　１－（１）　人権教育の推進

①　子どもの権利の啓発・普及

子どもたちは社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持ってこの世に誕生します。子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもを一人の人間として尊重し、子どもが持つ権利や自由が最大限尊重されなければなりません。性別や国籍の違い、障害者などに対するさまざまな人権問題がいまだ存在するなか、すべての人が人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合い、子どもたちの大切な人権が決して傷つけられることのないよう、人権教育・啓発を推進します。

人権に関する講座や映画会の開催及び、非核平和啓発事業、小・中学生に対するDV予防教育に取り組むほか、人権擁護委員による人権教室や「人権の花運動」の活動に協力するなど、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行います。

また、児童虐待やいじめなどは、子どもへの重大な権利侵害であり、その心身の健やかな成長を阻害する深刻な問題です。子どもの生命や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案から地域全体で子どもを守るための条例制定に取り組みます。

本市では、性的マイノリティを積極的に支援していく姿勢を広く周知するため、平成 31 年3月に、「ひらかた・にじいろ宣言（性的マイノリティ支援宣言）」を行いました。本宣言に基づき、子どもたちを含む幅広い世代に対し、性的マイノリティに関する電話相談窓口等における相談支援を行うとともに、子どもたちの性の多様性への理解が育まれるよう取り組みます。

②　保育所（園）や学校園での人権教育の推進

保育所（園）では、保育士等へ人権研修を実施し、各学校園においては、人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育に取り組むとともに、子どもたちが知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的な場面に直面したときに、行動できる態度や技術・技能を身につけるよう指導・支援に努めます。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育を推進します。

③　子どもの意見を大切にしたまちづくりの推進

子どもたちが自分のまちに関心を持ち、郷土愛を育むことにつながるよう、環境や文化、福祉など、まちづくりのさまざまな分野において、子どもが積極的に意見を表明できる場を創出し、子どもの視点、感性をまちづくりに反映するよう努めます。

④　生きることの大切さの啓発・普及

本市では、平成 31 年 3 月に、枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）を策定し、誰もが自殺に追い込まれることなく安心して生きることができる社会をめざしています。

子どもがさまざまな困難、課題に直面したときに、対処方法を身につけることができるよう、SOSの出し方教育の具体的な方法を検討し、実施します。あわせて教職員等に対して研修などを行い、子どもたちが安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりをめざします。

推進方向１－（１）の「主な取り組み」

- （仮称）子どもを守る条例の制定
- 人権啓発事業
- 平和に関する啓発事業
- 性的マイノリティに関する相談支援
- DV予防教育
- 学校園における人権教育
- 子どもの意見表明の場の創出
- 子どものSOSの出し方教育

推進方向　１－（２）　子どもへの虐待のないまちづくりの推進

①　児童虐待防止体制の充実

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和など家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、子どもや保護者の健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生します。そのため、関係機関が、家族の抱える課題についてネットワークで家庭を支援しながら対応することが大切です。子ども総合相談センターなど市の子どもに関係する機関で構成する児童虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）で連携強化を図り、児童虐待の早期発見や予防及び適切な支援を行うよう努めます。複雑化する虐待問題に対応する職員等は専門知識の習得についての各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。

乳幼児健康診査や各種相談事業をはじめ、保育所（園）や認定こども園、学校園、医療機関等が日常業務において、虐待への気づき、子どもと保護者の支援の視点を持ち、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。

また、妊娠期からの切れ目のない支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握・支援を図ります。

虐待の予防や防止等に向けて、子育てスキルを得て良好な子どもと保護者関係をつくるため、保護者を対象とした親支援プログラムを実施するとともに、特に養育の支援が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かな支援に取り組みます。

②　地域における見守り体制の充実

子育てに関する相談相手がいない、周囲からの支援を受けられないなど、子育ての孤立化は虐待の要因の一つとなり得ることから、保護者同士が交流できる場づくりや子育て家庭を地域で見守っていく環境づくりが求められます。

「地域子育て支援拠点」をはじめとした、親子が気軽に集い、相互に交流できる場の提供を推進するとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における早期発見や見守り体制の充実を図ります。

③　児童虐待に関する啓発活動の推進

児童虐待防止推進月間の周知をはじめ、広く市民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、意識の向上を図るとともに、保育所（園）や認定こども園、学校園、PTA、民生委員・児童委員など子どもたちと身近に接する人たちを対象とした研修会や啓発活動に取り組みます。

④　「子ども家庭総合支援拠点」を活かした相談体制の充実

市町村は、子どものもっとも身近な場所として、子ども及びその家庭に対する福祉に関する支援業務を適切に行うことが求められています。本市では、児童虐待や不登校、ひきこもりなど、さまざまな困難を有する子ども・若者や、ひとり親家庭への包括的な支援を充実させるため、平成 29 年度に、全国的に先駆け、子ども総合相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として位置付けました。その機能を活かし、引き続き、国の補助金を活用しながら、人員体制の充実を含めた相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、SNSなどの子どもたちが相談しやすい手段を用いた、新たな相談窓口の開設に向けて検討を進めます。

⑤　里親制度の普及・啓発の推進

本市における里親数については、人口の割合で他府県や府内他市と比較しても低い水準にあることから、大阪府や里親支援機関との連携のもと里親推進のための講演会を実施するなど、里親制度の理解促進や里親の普及のための体制確保に取り組みます。

推進方向１－（２）の「主な取り組み」

- 児童虐待防止ネットワーク事業
- 親支援プログラムの実施
- 育児支援家事援助事業（養育支援訪問事業に含む）
- 虐待防止のための育児支援
- 子どもの相談窓口の充実
- 里親制度の普及・啓発

推進方向　１－（３）　いじめに対する取り組みの推進

①　情報機器との向き合い方の指導・啓発の推進

携帯電話やインターネットなどの急速な普及により、子どもたちが携帯電話やインターネット上でいじめ等の人権侵害の被害者や加害者になる危険性が高まっています。また、有害サイトへのアクセスによる犯罪被害が増加しています。さらに、携帯電話への過度の依存やそれによる学習環境や日常生活への影響が深刻化することも懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめ等から子どもたちを守るため、携帯電話の使用に関する危険性やルールを子どもたちや保護者に指導・啓発するとともに、学校や家庭、地域が連携して情報モラル教育の推進に取り組み、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処の仕方、よりよい人間関係の構築等の指導に努めます。

②　いじめ問題に対する支援体制の整備

いじめは、学校のみならず、社会全体で取り組まなければならない課題であることから、市・学校・家庭・地域が連携して枚方市いじめ防止基本方針のもと、いじめのない社会の実現をめざします。

学校においては、いじめの未然防止に努めるとともに、担任などが、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、１人で抱え込むことなく、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」において、組織的に対応します。

また、教育委員会においては、電話相談窓口いじめ専用ホットラインを設置し、相談体制を整えるとともに、「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、本市の関係部課と大阪府中央子ども家庭センター、法務局、警察などの関係機関との連携を強化します。

③　いじめを受けた子どもなどへの支援

いじめを受けた子どもやいじめに関わった子ども、また、虐待や犯罪等で被害を受けた子どもや保護者の心のケアを図るため、各学校においては、心の教室相談員、スクールカウンセラーなどの専門家が相談に応じ、教育委員会においては、臨床心理士の資格を有するスクールアドバイザーや社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーなどの専門家を派遣し、子どもや保護者の心のケアや学校の取り組みに対する支援を行います。その他、子ども総合相談センターや教育文化センター、枚方公園青少年センターにおいても、子どもや保護者からの相談に応じるなど、多様な手段で子どもや保護者を支援します。

推進方向１－（３）の「主な取り組み」

- 生活指導充実事業
- いじめ問題対策連絡協議会
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）
- 心の教室相談員配置事業（小学校）
- スクールカウンセラー配置事業（中学校）
- スクールソーシャルワーカー配置事業
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）
- スクールアドバイザー派遣事業
- 家庭児童相談事業
- 青少年サポート事業

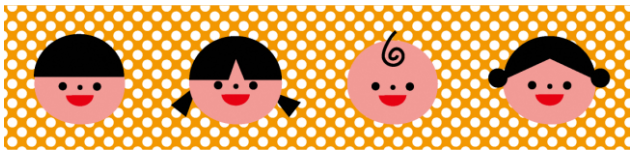

推進方向　１－（４）　不登校に対する取り組みの推進

①　不登校の子どもに対する支援

小・中学校においては、担任を中心とした教職員や、心の教室相談員、スクールカウンセラーなどの専門家が、不登校に悩む子どもたちの心に寄り添います。また、各中学校では、各学校が設置する校内適応指導教室において、不登校支援協力員が、子どもたちの学習の補助や話相手になるなどして、教室以外の居場所づくりに努めます。さらに、スクールソーシャルワーカーが、不登校に悩む子どもの背景を専門的視点から的確に見立て、教職員と協働して家庭を含めた支援に努めます。

教育文化センター内の適応指導教室「ルポ」においては、主として心理的要因による不登校の子どもたちが、学習活動や個人活動、グループ活動などを通じて自信と元気を回復し、社会的自立をめざし、学校と連携して子どもたちの自立への支援・指導に努めます。また、カウンセラーとの定期的なカウンセリングや、担当指導員及び学生指導員による個人に応じた支援・指導により、適応指導教室「ルポ」が、不登校の子どもたちにとって学校、家庭以外の心の居場所になるよう努めます。子ども総合相談センター内の家庭児童相談やひきこもり等子ども・若者相談においては、臨床心理士や社会福祉士などの専門職員が、さまざまな要因で不登校・ひきこもり状態の子ども・若者や家族への相談・支援を行います。

推進方向１－（４）の「主な取り組み」

- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 適応指導教室（ルポ）事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラー配置事業（中学校）（再掲）
- スクールソーシャルワーカー配置事業（再掲）
- 不登校支援協力員配置事業
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- スクールアドバイザー派遣事業（再掲）
- 青少年サポート事業（再掲）
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業

推進方向　１－（５）　非行等の問題行動対策の推進

①　有害環境に起因した非行等への対策の推進

スマートフォンやゲーム機等の普及に伴い、子どもたちが過度にゲームやインターネットにのめり込む「ゲーム依存」や「ネット依存」に陥ったり、SNS等に起因するトラブルや犯罪に巻き込まれる事案が増加するなど、子どもたちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、子どもたちの犯罪・非行の防止に関する意識を高めるとともに、学校教育においてもインターネットとの適切な付き合い方に関する指導や規範意識の醸成を図っていくことが重要となっています。

小・中学校においては、子どもたちの健全育成のため、関係機関などと連携して、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ等の乱用がもたらす悪影響や薬物乱用と関連性が高い喫煙及び、飲酒防止の指導等を徹底するとともに、保護者に対しては、非行や犯罪被害、さらには深夜徘徊、喫煙等の不良行為から子どもたちを保護し、及び、教育するよう努めなければならないことを周知します。さらには、PTAや青少年育成指導員などとの連携を強化して、街頭パトロールや相談、啓発等の活動に取り組むとともに指導の充実に努めます。

推進方向１－（５）の「主な取り組み」

- 生徒指導充実事業（再掲）
- 青少年の健全育成事業
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室

施策目標２　子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進

すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、国の「子供の貧困対策に関する大綱」などを踏まえながら、子育て家庭への経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援などさまざまな分野の施策を横断的かつ重層的に活用することで、子どもの貧困対策を総合的に取り組みます。

また、教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携により、支援を必要とする家庭やその子どもをより早期に把握し、家庭や子どもが置かれている状況に応じた適切な支援が届けられる体制整備を進めます。

第１期計画期間における取り組みの実績

- 本市における子どもの生活実態や学習環境、支援上での課題等を把握することを目的に、平成 28 年9月から 10 月にかけ、小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者を対象に、「子どもの生活に関する実態調査」を大阪府及び府内 13 市町と共同で実施し、子どもの貧困の現状把握と課題抽出、対応の考え方について整理を行いました。
- 家で1人で食事をとる等の環境にある子どもに対し、食事の提供を通じた地域の居場所づくり（子ども食堂）に取り組む団体への補助制度を平成 28 年度に創設し、本制度を活用して市内に約 20 の団体が子ども食堂を開設されました。
- 教育と福祉の連携を図りながら、子どもを取り巻くさまざま課題に対応するため、「子どもの未来応援コーディネーター」を新たに配置し、小・中学校への巡回等を通じて生活習慣の乱れ等の課題を抱える子どもを把握、福祉等の支援制度や支援機関へのつなぎを行うための体制づくりに取り組みました。
- 平成 27 年度から施行された「生活困窮者自立支援制度」に基づき、市内2か所で学習支援事業を開始し、中学生を対象に学校以外の場における学習機会の提供に取り組みました。

第２期計画における主な課題

- 支援を必要とする家庭やその子どもの早期発見と切れ目ない支援を届けるための教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携体制の整備
- 生活困窮など家庭の事情により生活習慣が安定していない子どもの基本的な生活習慣を確保し、心身の健康を確保するため取り組みの推進
- 子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、自分の能力、可能性を伸ばせるための、学習支援や就学支援の取り組みの充実
- 家庭の経済状況に則した効果的な経済的支援の実施と、安定的な収入の確保に向けた就労支援

推進方向　２－（１）　子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備

①　支援を必要とする子どもと家庭を早期に発見し、支援につなげる仕組みづくり

子どもや家庭が抱える課題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは課題解決が困難であるケースが多いことから、子どもやその家庭と接するさまざまな関係機関、関係団体同士が連携することで、養育環境等に課題を抱える子どもやその家庭を積極的に把握するとともに、さまざまな支援制度を効果的に活用し、早期からの切れ目ない支援につなげられる体制の整備に向けて取り組みます。

その一環として、妊娠期からのさまざまな機会を捉え、経済面を含め、支援を必要とする妊産婦や乳幼児期の子どもを把握し、早い段階から支援するとともに、関係機関と連携し、継続的なフォローに努めます。また、就園、就学している子どもに対しては、学校園等への巡回のほか、福祉等のさまざまな支援制度や関係機関へのつなぎを行うための専門家を配置するなど、課題を抱える子どもを早期に把握し、学校園等の教育現場と各福祉施策を扱う市の福祉部門との連携の強化を図ります。

なお、子どもの貧困対策の推進にあたっては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が示す、「子供の貧困に関する指標」などを活用しながら、子どもやその家庭の生活実態の把握に努め、効果的・効率的な対策を進めます。

推進方向２－（１）の「主な取り組み」

- スクールソーシャルワーカー配置事業（再掲）
- 子どもの未来応援コーディネーターの配置

推進方向　２－（２）　子どもの心身の健康を確保できる環境の充実

①　子どもの心身の成長の確保

平成 28 年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」や「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果では、暮らし向きが苦しいと回答した家庭の子どもほど、食事をしっかりとれない、起床・就寝時間が定まらないなど、生活習慣が安定しない傾向がみられました。

正しい生活習慣を身につけることが心身の健康の確保や日常生活の充実につながることから、多様な機会を通じ、食育などの啓発に努めるとともに、育児相談や母子訪問指導の際に保健師や栄養士等が食事や健康面についても相談支援を行うことで、乳幼児期からの健康の確保を図ります。

また、貧困の状況にあるなど、家庭にさまざまな事情のある子どもたちを支援するため、子ども食堂に取り組む団体と連携し、地域で子どもの健やかな成長を見守る環境の充実を推進します。

②　子どもが悩みを相談できる体制づくり

学校または学校以外の場において子どもが悩みを相談できるよう、小・中学校においては、心の教室相談員、スクールカウンセラーを配置し、教育文化センターでは、電話や面談により、不登校、いじめ、進路など、学校生活全般にかかわる相談に幅広く応じます。さらに、幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口として、子どもの笑顔守るコールを設置するなど、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく対応できる相談支援体制を整えます。

枚方公園青少年センターの青少年相談や子ども総合相談センターの家庭児童相談、ひきこもり等子ども・若者相談においては、家族や友だちとの関係、いじめや不登校・ひきこもりなどについて、安心して悩みを相談できる体制を整え、適切な支援につなげます。

推進方向２－（２）の「主な取り組み」

- 食育推進事業
- 健康づくり推進事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）
- 母子健康教育事業
- 母子健康相談事業
- 乳幼児健康診査
- 育児相談事業
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラー配置事業（中学校）（再掲）
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 枚方公園青少年センター青少年相談
- 家庭児童相談事業（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業（再掲）

推進方向　２－（３）　子どもの学習と就学の支援

①　子どもの学習支援

「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、生活が困窮している家庭の子どもほど、勉強時間が少なく学習に影響が生じていることから、学習習慣を定着できるよう対策を進める必要があります。

子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、自分の能力、可能性を伸ばせるよう、学校または学校以外の場において、学習意欲の向上や基礎学力の向上に向けた学習支援に取り組みます。

②　子どもの就学支援

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されず、その能力・可能性を最大限伸ばしていくためには、教育の機会均等を図ることが重要です。経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、入学準備費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、高等学校等への就学が困難な方へ奨学金を支給し、希望する進路を歩めるよう支援します。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を通じて、ひとり親家庭等の子どもが経済的に安心して進学、就学できるよう支援します。

さらに、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、令和2年度から開始される国の高等教育の修学支援新制度などの支援制度の周知を図り、学習意欲のある子どもの進学を促します。

推進方向２－（３）の「主な取り組み」

- 生活困窮者自立支援制度に係る子どもの学習支援事業
- 放課後自習教室事業
- 就学援助制度
- 支援学級等就学奨励費制度
- 枚方市奨学金制度による就学の支援

推進方向　２－（４）　保護者の就労と相談支援

①　保護者の就労支援

生活困窮者自立支援法に基づき設置している相談窓口「自立相談支援センター」では、生活保護に至る前の段階から自立に向けての包括的・継続的な相談支援を行っており、特に就労面においては、自立相談支援センターに隣接したハローワーク常設窓口との連携による一体的な支援に取り組むとともに、一般就労に向けた準備が整っていない方に向けては、その方の状況に応じて、日常生活自立、社会生活自立を経た就労自立へとつなげる就労準備支援を行います。

また、生活困窮者の支援にかかわる地域ネットワークのなかで、支援が必要な方の把握に努め、関係機関と連携しながら寄り添い型の支援を進めます。

ひとり親家庭の就業状況は非正規の割合が高く、安定的な就労を希望する保護者の就業環境の改善が求められています。子ども総合相談センターにおいては、ひとり親家庭の資格取得を支援する「ひとり親家庭自立支援給付金事業」を実施するとともに、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、ハローワーク等と連携し、効果的な就労支援を進めます。

②　保護者に対する相談支援

「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、生活が困窮している家庭の保護者ほど身内の人や近隣の友人などの相談相手がおらず孤立化する傾向にあり、必要な支援を十分に受けていない状況も見られることから、保護者の悩みを拾い上げ、適切に相談できる環境づくりが必要です。

妊娠・出産から子育て期にわたり、保護者の不安や悩みを早期に把握するとともに、子育て等に関する支援制度等の情報を子どもの発達段階・成長段階に応じて適切に提供しながら相談支援に取り組みます。

推進方向２－（４）の「主な取り組み」

- 生活困窮者自立支援制度に係る就労の支援
- 母子・父子自立支援員による相談支援事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 地域就労支援センター事業
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 母子健康相談事業（再掲）
- 家庭児童相談事業（再掲）
- 育児相談事業（再掲）
- こころの健康相談

推進方向　２－（５）　子育てに対する経済的支援

①　子どもの養育に対する援助

中学校修了前の児童・生徒を養育する保護者等に児童手当・特例給付を支給し、経済的な面から子育てを応援します。広報等による制度の周知や、支給手続きを行っていない対象者への督促に努めるとともに、より確実に対象者に手当を支給できるよう、マイナンバーを活用した「子育てワンストップサービス」の実施にかかる検討を進めます。

また、特にひとり親家庭等においては、就業と子育ての両立といった面から厳しい状況がみられ、児童扶養手当の支給にあたっては、必要とする家庭に確実に届けられるよう、適切な支給に努めます。

②　子どもの医療費の助成

すべての子どもが健康に育つためには、家庭の経済的状況に関わらず、安心して医療が受けられる環境が重要です。本市では中学3年生までの子どもにかかる医療費の助成を行うとともに、ひとり親家庭等に対しては、その養育する子どもが18歳に達した以後の最初の3月31日までの間、その家庭にかかる医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、本市独自の取り組みとして、子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度の受給者が複数いる世帯においては、世帯単位での負担上限額を設け、子育て世帯にかかる医療費のさらなる負担軽減を図ります。

③　助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が、安心して出産が出来るよう、出産費用等を助成します。

④　保育所（園）・幼稚園等への就園に対する援助

すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けることができるよう、世帯の所得状況に応じ、保育所（園）・幼稚園等への就園にかかる入園料や保育料にかかる軽減・助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化について適正な運用を図るとともに、本市独自の多子世帯への支援策として、これまでの第3子に加え、さらに第2子についても保育料を無償とします。あわせて、各施設において実費として徴収する給食費（副食費）についても国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費を補助します。

⑤　生活困窮者自立支援制度による援助

生活困窮者の経済的自立に向けて、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する相談支援員を配置し、家計管理や早期の生活再建を図る家計改善支援事業を実施するとともに、離職等により住居を失った、または失うおそれのある方に対し、有期で家賃相当額の給付を行います。

推進方向２－（５）の「主な取り組み」

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 助産制度
- 保育料の軽減
- 就学援助制度（再掲）
- 幼児教育・保育の無償化
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助
- 生活困窮者自立支援制度に係る経済的支援

基本方向Ⅱ　子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標３　子どもの生きる力を育む環境の整備

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。

また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まる中、学校園や保育所（園）、専門的な支援を行う療育施設等により、支援の充実を図ります。また、生きていく上での基本である食育などを推進します。

第１期計画期間における取り組みの実績

- 令和元年度から、公立幼稚園6園（枚方・香里・樟葉・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）において、従来からの4・5歳児に加えて、新たに3歳児を受け入れ、預かり保育の開園時間を拡大（7時～19時）し、公立幼稚園の充実を図りました。また、その6園のうち、1・2歳児の小規模保育事業を実施している4園（枚方・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）については、幼保連携の取り組みとして、「枚方版子ども園」を位置付け、在園児に対し切れ目ない教育・保育の提供につなげました。
- 公立保育所について、民営化により削減した経費をさまざまな子育て施策の充実につなげるため、待機児童対策を視野に入れながら、平成 27 年度当初に北牧野及び中宮保育所、また、平成 31 年度当初に走谷保育所の民営化を行いました。
- 小中一貫教育を推進するため、小学校では、第1学年から第4学年までは35人学級編制、小学校第5・6学年は一部教科担任制や習熟度別指導など、また、中学校では、教科担任制や少人数指導など、9年間における児童・生徒の発達段階に応じた指導体制の充実を図りました。また、平成 29 年度には、全中学校区に学力向上に特化したコーディネーターを配置し、学力向上の取り組みを推進しました。
- 平成 28 年4月より、新たな「第一学校給食共同調理場」において、中学校給食を調理し、選択制ランチボックス方式での提供を開始しました。
- 児童発達支援センター市立すぎの木園及び市立幼児療育園の老朽化や児童福祉法の改正を受け、障害のある子どもや配慮を要する子どもへのさらなる支援の充実を図るため、両施設の機能を有する新たな施設として、平成 31 年4月に、「市立ひらかた子ども発達支援センター」を開設しました。

第２期計画における主な課題

■保育需要の見込みを踏まえた幼保一体的な視点による公立施設の再構築
■幼児期の教育・保育の質の向上と、就学前における教育内容の整合性を図るための「保幼こ小連携」の強化
■確かな学力・健やかな身体・豊かな心を育成する学校教育の推進やコミュニティ・スクールの設置など信頼される学校園づくり
■小学校給食調理場の計画的な更新整備と中学校給食の充実
■「市立ひらかた子ども発達支援センター」を拠点としたセンターへの通園児だけでなく、地域における障害のある子どもたちへの効果的な支援
■グローバル社会における「生きる力」を育むための外国語によるコミュニケーション能力の育成
■近年の情報化社会の進展を踏まえた学校教育の推進

推進方向　３－（１）　幼児期の教育・保育の質の向上

①　就学前環境の整備

近年、特に地震等の大規模災害が懸念されるなか、子どもたちが安全・安心な環境で教育・保育を受けるために、施設等の改善は不可欠です。本市が設置する保育所や幼稚園は建設から 40 年以上を経過しているものがあり、老朽化が進んでいる施設もあることから、施設の状況等を踏まえ計画的に施設環境の整備や設備の充実等を進めていきます。また、私立の保育所（園）や幼稚園、認定こども園等に対しても、引き続き、国等の財源も活用しながら、施設環境の充実を支援していきます。

また、公立施設のあり方については、平成 30 年 11 月に、幼保連携の考え方のもと、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」を作成し、今後の方向性を示しました。公立保育所・幼稚園の運営・配置の今後のあり方については、少子化や保育需要の動向を見極めながら幼保一体的な視点を持って、効果的・効率的な再構築を検討します。

そうした再構築による既存施設の有効活用や公立保育所の民営化の取り組みにより節減した経費を活用して、待機児童対策や教育・保育の質の向上のための取り組みなど子育て施策のさらなる充実を推進します。

②　計画的、効果的な質の向上の実践

幼児期の児童に対する教育・保育のみならず、地域の子育て機能や家庭への子育て支援を充実させていくには、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等の保育士、教員などの資質、専門性を高めることが必要です。これまでも、さまざまな研修、交流等を通じて保育士や教員の資質や専門性を高めるための取り組みを進めてきましたが、メンタル面のケアや食育など、多様な研修や実践の機会を一層設けるとともに、これらの事例研究を通して人材育成の仕組みづくりをめざします。

また、食中毒や散歩コースなどでの交通事故などが起こらないよう、子どもの健康及び安全を確保するため施設の機能を高め、保健・衛生面の管理に万全を期すとともに、感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを進めます。

推進方向３－（１）の「主な取り組み」

- 保育所（園）や幼稚園の老朽化対策
- 幼保連携による公立施設の運営・配置の再構築
- 公立就学前施設の民営化事業
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所（園）合同研修会の推進

推進方向　３－（２）　小学校教育への円滑な接続の推進

①　保幼こ小のネットワーク化の推進

平成 30 年度に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が全面実施され、就学前の子どもたちの教育内容の整合性が図られるとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿が明確化され、小学校以降の発達や学びの連続性に配慮した教育・保育が求められています。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる小１プロブレムに対応できるよう、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活に円滑に接続できるようにすることが重要です。

こうしたことから、効果的に保幼こ小連携が図られるよう、学びや発達の連続性を踏まえた教育・保育を行うとともに、保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における子どもの生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、ネットワークの構築、強化を図ります。また、小学校入学体験や教員による就学前施設への保育参観等を通して、子どもや保護者の不安を解消するよう努めます。配慮が必要な子どもに対しては、入学に向けて、保護者の学校見学を受け入れ、支援学級等の見学を行うとともに、学校生活における教育的な配慮等について相談を行います。

推進方向３－（２）の「主な取り組み」

●保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校交流会、合同研究会

推進方向　３－（３）　豊かな心の育成の推進

①　中・高校生等への啓発の推進

自分らしく生きることのできる社会が求められる中、子どもを生み育てることや、社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みが必要です。

少子化や核家族化により子どもと接する機会や経験の少ない中・高校生が、子どもへの関わり方を学ぶことで、育児不安の軽減につながるよう、保育所（園）や幼稚園、認定こども園で中・高校生の体験学習など、乳幼児とふれあえる機会の提供を一層図ります。

②　豊かな心の育成

思いやる心、自然環境を大切にする気持ち、社会のルールを守ることなど、人間として豊かな心は多様なコミュニケーションにより育まれます。

乳幼児期においては、子どもたちが集団生活をしたり、異年齢間で遊んだりする中で道徳性や規範意識の芽生えを養うような取り組みを推進します。

学校教育においては、特別の教科である道徳を要として、学校教育の活動全体を通じて道徳教育を行い、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。特に、職場体験学習、あいさつ活動といった体験的活動や自主的な読書活動を通して自律的態度、公徳心等を育みます。

また、校外活動として、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や機会を設けるよう努めます。

③　相談体制の充実

学校生活全般に悩む子どもや保護者の心に寄り添い、課題解決のため、心の教室相談員やスクールカウンセラーによる教育相談及び電話による教育相談体制の充実を図ります。

推進方向３－（３）の「主な取り組み」

- ●乳幼児と思春期の子ども達の交流の推進
- ●職場体験学習の推進
- ●あいさつ活動及び読書活動の推進
- ●スクールカウンセラー配置事業（中学校）（再掲）
- ●心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- ●子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）

推進方向　３－（４）　確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

①　確かな学力と健やかな身体の育成

大きく社会状況が変化する中では、主体的に生きていくことのできる子どもを育てることが重要です。そのためには、一人ひとりが自分の考えを持ち、その考えを表現し、人の考えを大切にする心を育むことが必要です。その上で、知識・技能の確実な習得をめざし、教科のねらいに応じた授業の充実や教員の指導力向上に取り組みます。

また、主体的・対話的で深い学びを実現するツールの一つとして、ICTの活用により、一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じた分かりやすい授業・学習の実現など、新しい学校教育の確立に向けて取り組みます。その一環として、学習コンテンツの導入により、新学習指導要領で求められている言語力育成や活用力育成を図るとともに、授業・課業時間外・家庭において学習できる環境を整備します。さらに、社会に出ても対応できる力を身につけるため、地域の協力を得ながら、職業体験学習などのキャリア教育の推進を図ります。

楽しくスポーツをする中で、お互いに刺激、励ましあいながら、生きる力の基礎となる体力を向上させるため、学校園での取り組みに加え、幅広い年代や市内全域の児童・生徒が参加する各種陸上競技大会の開催、スポーツ活動に対する支援を進めます。

②　家庭での教育への支援

子どもたち一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であると実感するには、家庭において十分に話を聞き、一緒に行動し、いろいろな話を聞かせるなどコミュニケーションを深めることが大切ですが、就労の多様化、核家族化が進む中で、そういう知識やノウハウを得る機会も少なくなっています。

それぞれの家庭の状況やニーズ、自主性を尊重しながら、子育てや親のあり方についての情報や知識等を提供し、あわせて保護者同士のコミュニケーションの場となるような講座や講演会の開催により、家庭における教育の支援を行います。また、保育所（園）等や幼稚園、認定こども園などにおいて、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等に一層気軽に相談できる環境を整えるなど、社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

③　地域とともにある学校づくりの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会・経済情勢が大きく変わっていく中で、子どもたちを健やかに育むには学校・家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で学校づくりに取り組むことが求められており、相互に連携・協働していく必要があります。

地域とともにある学校の実現に向けて、学校や子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みとして、コミュニティ・スクールの全小学校設置や学校教育自己診断の実施など、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の充実に取り組みます。

④　心身の健康に関する啓発・学習の推進

思春期において、心身の発達について理解しながら、自他を大切にする心を育むため、乳幼児とのふれあいなど、子どもを育てることの喜び、大切さを学ぶ機会を充実させます。また、性に関する正しい知識、性的マイノリティへの理解について取り組みを進めます。

エイズや性感染症の罹患、10 歳代の喫煙、薬物使用、人工妊娠中絶などが深刻化しているため、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体の健康づくりを支援します。

推進方向３－（４）の「主な取り組み」

- 学校ICT機器等の整備
- 放課後自習教室事業（再掲）
- 家庭教育支援事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 学校教育自己診断
- 「性」に関する学習
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室（再掲）

推進方向　３－（５）　食育の推進

①　家庭における規則正しい食生活の啓発

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、市をあげた取り組みとして積極的に進めていく必要があります。そこで、子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるよう、第3次枚方市食育推進計画に基づき、食育を計画的、総合的に推進します。

中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人、特に子育て世代である青年期の若い世代が、食に関する知識を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することはもちろん、適切な食習慣を子どもに伝えていくことが求められます。

ひらかた食育カーニバルでの普及啓発を通じて、栄養バランスや食生活の改善について、楽しく学べる機会をつくるとともに、コミュニケーションを図りながら食の知識やマナーの享受が期待できる「共食」を推進します。また、乳幼児健康診査や離乳食講習会など保健師や栄養士等による食生活等に関する講座の開催や訪問時における具体的な指導、相談事業などを通じて、栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する知識を習得するための啓発、指導を行います。

②　子どもの食への関心の醸成

欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しており、子どもの発達段階に応じて、望ましい食習慣やマナーを身につけ、心身の発達に必要な知識を深めるための取り組みが必要です。幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園での昼食時間等を活用して、楽しみながら望ましい食習慣を身につける取り組みを進めます。また、小・中学校においては、各学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みを推進します。また、健康づくりボランティア、NPOなどと連携し、食に関する感謝の心を育み、健全な食生活が実践されるような体験学習の機会を提供します。

③　給食の充実

給食の時間を重要な食育活動の場として位置付け、保育所（園）では、野菜等を栽培して給食に利用するなど、幼いときから食べ物の大切さや成り立ちを知る機会の提供を図ります。また、学校給食では、地元で収穫された米や旬の野菜の使用、郷土料理や季節の行事食の導入などにより、子どもたちが食料の生産や伝統的な食文化等について関心をもち、理解を深めることができるよう努めます。あわせて、給食のレシピ等を市や保育所（園）、認定こども園、小学校のホームページ等で紹介し、子どもと保護者が給食を通して一緒に食育の大切さを学べるよう努めます。

小学校給食については、安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。また、中学校給食については、平成 28 年度から選択制による提供を行っていますが、全員給食の実現に向け取り組みを進めます。

推進方向３－（５）の「主な取り組み」

- ●食育推進事業（再掲）
- ●ひらかた食育カーニバルの開催
- ●健康づくり推進事業（再掲）
- ●母子健康教育事業（再掲）
- ●母子健康相談事業（再掲）
- ●母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- ●公私立保育所（園）等・幼稚園における食育の推進
- ●学校給食充実事業

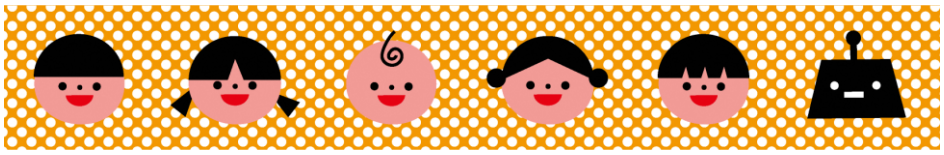

推進方向　３－（６）　障害のある子ども等への支援の充実

①　関係機関等の連携による支援の推進

障害のある子どもや配慮が必要な子どもを支援するため、子どもに関わる市の関係機関のほか、子ども家庭センター（児童相談所）、支援学校等で構成する障害児等関係機関連絡会議の連携をさらに密にし、子どもにとって最善の手だてを講じます。また、医療的ケア児支援のため、関係機関の協議の場を設置し、支援の充実に努めます。

②　障害のある子ども等への教育・保育の充実

障害のある子ども等が地域のなかで健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、子どもと保護者の意向を尊重し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な教育・保育を行うよう努めます。

平成３１年４月に開設した市立ひらかた子ども発達支援センターを、発達上支援が必要な子どものための、地域における中核的な支援機関と位置付け、定員を増やした通所支援機能の充実だけでなく、相談支援機能やセラピーの強化、保育所等訪問支援の充実を図ります。

保育所（園）等や認定こども園、学校園における必要な人材の配置を行うとともに、専門の相談員等による子どもとその保護者、また保育所（園）等に対する相談や集団生活への適応のための専門的支援を行うなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所（園）等の利用促進を図ります。さらに、支援教育を推進し、学校との連携を深めて、連続性のある支援教育に努めます。学校園においては、支援教育コーディネーターを中心とした全校的な体制を整えるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成など、個人に応じた支援を充実します。

教職員研修等を積み重ねながら、社会的自立につながる継続した支援を行うため、福祉との連携や教育相談を通した就学指導及び進路指導の充実を図ります。

留守家庭児童会室においては、平成 30 年度より全児童会室で障害の有無に関わらず全学年の児童を受け入れており、引き続き障害のある子ども等への支援の充実に努めます。

③　障害のある子どもへの在宅生活支援

障害のある子どもとその保護者等が安心して生活できるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、放課後等デイサービス、日中一時支援などの在宅生活支援サービスの取り組みを進めるとともに、補装具・日常生活用具を給付します。

保育の必要性の認定を受けない障害や疾病等のある子どもの家庭を訪問して行う新たな一時預かりについて、検討を行います。

また、障害のある子どもの健全な育成と子育てを支援するために、関係機関と連携を保ちながら情報収集及び情報提供の充実を図ります。身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。また、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。療育相談や機能訓練など、市立ひらかた子ども発達支援センターが持っている施設機能を活用し、地域にいる障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための地域療育の推進や保護者支援のための研修等の充実、居宅訪問支援の実施など、障害児の在宅支援の充実に努めます。

④　障害のある子どもや家庭に対する援助

障害のある子どもや保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

⑤　配慮が必要な子どもへの支援

自閉症や学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害を抱える子どもの特徴に応じた支援や配慮が求められています。

配慮が必要な子どもの教育・集団保育を行う上で、保育所（園）や認定こども園、学校園に必要な人材の配置や相談体制の充実を図るとともに、学校園においては一人ひとりに応じたきめ細かな指導に取り組みます。また、留守家庭児童会室においても必要な人材の配置を推進します。

また、発達上の課題を抱える子どもの健やかな成長のためには、安定した親子関係のなかで育まれることが大切です。発達上の悩みや育児の不安を抱える保護者に対し、関係機関も含め、医師、保健師、心理相談員、保育士などが連携を図りながら、子どもとの遊び方や接し方の指導等を通じて、よりよい親子の関係づくりを支援します。さらに、発達障害等に関する講演会等を開催し、社会的な理解の促進に努めます。

⑥　障害のある子ども等の早期発見・早期支援

乳幼児健康診査や母子健康相談事業等を行うにあたっては障害の早期発見に留意し、障害の疑いがある場合には継続的な相談を行うよう努めるとともに、早期の発達支援を受けることができるよう情報提供及び助言を行います。

また、早期発見・早期支援に努めるだけでなく、切れ目なくフォローができるよう、保健センターや子ども総合相談センター、保育所（園）、学校などの関係機関が連携しながら継続した支援に取り組みます。

推進方向３－（６）の「主な取り組み」

- 障害児等関係機関連絡会議
- 医療的ケア児等支援連絡会議
- 障害児保育
- 障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援
- 支援教育学校園支援事業（幼稚園巡回相談等）
- 幼・小・中学校における支援教育
- 障害児の地域療育
- 居宅介護
- 短期入所
- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業
- 地域子育て支援事業
- 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 障害児福祉手当
- 特別児童扶養手当
- 重度障害者医療費助成事業
- 障害児通所支援事業（児童福祉法に基づく児童通所支援給付）
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室事業）
- 母子健康相談事業（再掲）

施策目標４　子どもの個性や創造性を育む環境の整備

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、学校園施設の活用も図りながら、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

第１期計画期間における取り組みの実績

- 子どもの成長に必要な要素として「仲間」「時間」「空間」を確保し、次代を担う児童の放課後対策の充実をめざし、小学生が放課後に多様な活動が行える「放課後子ども教室」モデル事業を市内4小学校で実施しました。
- 子どもの生きる力を育むため、土曜日を基本に地域団体等がさまざまな体験活動を提供する「枚方子どもいきいき広場」を全小学校区で実施しました。
- 家で１人で食事をとる等の環境にある子どもに、食事や団らんの場を提供する子ども食堂に取り組む地域団体等を助成する制度を平成 28 年度から実施し、子どもの居場所づくりの推進に取り組みました。
- 子どもがスポーツに親しみをもち、運動やスポーツへの関心を高めるため、枚方市こども夢基金を活用した「トップアスリートとのふれあい事業」や各種スポーツ教室・大会を実施しました。
- 学校図書館教育の充実のため、市内の 19 中学校区に学校司書を配置し、市立図書館と連携しながら、調べ学習や授業における学校図書館の活用、開館時間の拡充など、学校図書館の有効活用に向けて、環境整備に取り組みました。

第２期計画における主な課題

- すべての就学児童を対象とした「放課後子ども教室」など効果的な子どもの居場所づくりの推進
- 子どものスポーツ活動や新たな総合文化芸術センター等を活用した文化芸術活動の支援
- 国際化に対応できる子どもの育成
- 環境保全への興味・関心を高める取り組みの推進

推進方向　４－（１）　子どもの居場所づくりの推進

①　学校園施設の活用

子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪などが多く報道される中、子どもが地域で安全に過ごすことができる遊び場や居場所づくりが一層求められています。地域での身近な施設である学校の運動場、体育館、特別教室、幼稚園の園庭や保育室、遊戯室などにおいて、子どもが体育活動や文化活動等に利用できる場を提供します。

また、子どもの成長にとって必要な「3間」（時間・空間・仲間）を確保し、子どもにとって望ましい「放課後」を実現することをめざし、小学校施設を活用して実施する「放課後子ども教室」の市立小学校全校での実施に向けた検討を進めます。

②　生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進

幅広い年代の子どもたちが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーの開放を行うとともに、18 歳以下の団体利用に対する部屋の利用料の減免などを通じて、子どもの自主的なグループ活動の育成を図ります。図書館においては、幅広い年代の子どもを対象とした読書環境の充実に向け、蔵書整備を推進します。

また、同年代や異世代とのコミュニケーションを図りながら授業ではできない遊びや体験学習を身近な場所で行えるよう、自然と親しめる公園や緑地の整備、安全面に配慮した遊具の設置など、子どもが安心して遊び、集うことができる場の充実を図ります。香里団地の斜面緑地において、子どもたちが創造や工夫により自ら遊びをつくることができるプレーパークを開催し、プレーリーダーと一緒に自然のなかで自分の責任で自由に遊ぶ機会を提供します。

③　異年齢間、世代間交流の推進

幅広い年代の子どもたちが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における事業や地域の子ども会活動などで、年齢の異なる子ども同士の交流の場、友だちづくりの場を設けることで、体験から得る協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。さらに、地域の幅広い世代の人たちとふれあう中で、自己を肯定する力を育み、より豊かで望ましい発達につながるよう、保育所（園）や認定こども園、学校園の取り組み、地域の行事等を通じて異世代と交流できる機会の提供に努めます。

④　地域で子どもを育てる環境の整備

学校や授業では体験できない地域の特色や多様性を活かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養うための取り組みを進めます。また、子どもたちの活動を支援する指導者が減少する中、地域教育協議会等の活動を通じて、指導者の確保と育成に努めます。

また、地域における団らんの場を提供する子ども食堂に取り組む団体と連携し、子どもの居場所づくりを充実します。

推進方向４－（１）の「主な取り組み」

- 学校園施設の提供
- 公園等の整備（遊具設置等）
- 放課後子ども教室事業
- 各生涯学習市民センターにおける子どもの居場所づくり
- 香里団地の斜面緑地におけるプレーパーク事業
- 枚方公園青少年センターにおける異年齢交流事業
- 子ども会活動への支援
- 枚方子どもいきいき広場事業
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）

推進方向　４－（２）　子どものスポーツ活動の推進

①　地域におけるスポーツ活動の推進

スポーツは子どもたちの体や精神を鍛え、思いやりの心や規範意識を育む効果があり、幼児期からの取り組みが必要です。

そこで、保育所（園）等や認定こども園、学校園における取り組みに加え、家庭や身近な地域においても子どもの興味、関心に応じて楽しみながら多様なスポーツに取り組める環境を整えるため、スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員等を中心とした活動や総合型地域スポーツクラブの活動など、スポーツに関する取り組みに対して支援し、地域のスポーツ環境の整備を図ります。

②　スポーツ指導者の育成、活用

子どもたちがスポーツに親しむ環境を整えるには、各種競技に関するスポーツ指導者、審判員等、スポーツの企画や運営を支える人材の確保が重要です。（公財）枚方体育協会のサポーターズバンクの活用を図るとともに、スポーツ団体等との連携を深めながら、各種スポーツの講習会を開催するとともに、子どもたちのスポーツに関するさまざまなニーズに応えられる高い専門的知識と指導力を持つ有資格者の育成、確保を支援します。

③　子どものスポーツ大会、教室等の開催

子どもがスポーツに気軽に親しみ、スポーツの楽しさを体験できるよう、各種のスポーツ大会や教室を開催するとともに、スポーツの日には市のスポーツ施設を開放し、体力測定や新しいスポーツ種目の紹介を行うなど、スポーツを通じた交流の場づくりを進めます。また、トップレベルの選手と交流したり、プレーを間近に見る機会を提供することで、スポーツへの関心を高めます。

推進方向４－（２）の「主な取り組み」

- スポーツ少年団活動助成事業
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ推進委員活動
- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）
- スポーツ指導者の育成及び研修
- スポーツ教室・大会等の開催
- 小学生陸上競技大会
- 小学生駅伝競走大会
- 小学校体育施設開放事業
- トップアスリートとの交流の機会づくり

推進方向　４－（３）　子どもの文化芸術活動の支援

①　文化芸術に親しめる機会の提供

市民ギャラリーや生涯学習市民センターなどで行うイベントを通して、文化に接する機会はもとより、さまざまな人と交流しながら多様な文化的体験を重ね、豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。

学校園や保育所においては、市の花である「菊」を栽培し、菊フェスティバルへ出品する取り組みや、幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等を通じて、自然の美しさと貴重さを感じ取る感性や郷土愛を育む取り組みを推進します。

さらに、令和3年度開館予定の枚方市総合文化芸術センターを拠点として、子どもたちの団体鑑賞や学校に芸術家が出向いて実演するアウトリーチ、ワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組みます。

②　自主的な活動、発表機会の提供

子どもの自主性、創造性を育むため、文化芸術鑑賞の機会に加え、子どもが自ら企画、演出し、主役となる機会づくりとそれらの活動を支援する取り組みを推進します。枚方公園青少年センターや市民ギャラリーなどにおいて、音楽、ダンス、演劇等の自主上演や創作作品の発表の機会の提供に努めるとともに、市内の小学校が合同で行う音楽会など、地域間や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みを進めます。

③　読書活動の推進

子ども時代の読書は、言葉を学び、想像力を豊かなものにし、読書の楽しみを知るとともに、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。グローバル化が進む中、知識の習得だけではなく、判断力や表現力の重要性は増しており、その素養を培うために読書は非常に有効な手段と言えます。

市立図書館では、香里ケ丘中央公園の一部との一体的運営による香里ケ丘図書館のリニューアルオープンに取り組むとともに、成長に応じた本に出会えるよう、児童図書の充実を図ります。あわせて、小・中学校図書館の充実に向けて支援を行います。また、障害等の有無に関わらず読書が楽しめるよう、読書のバリアフリーにも取り組みます。おはなし会などの各種行事を通じて、子どもが本に興味を持つ機会を設けるとともに、読書ボランティアの養成講座やスキルアップ講座の実施などにより、ボランティアへの支援に努めます。また、年代層別の絵本リストの提供や展示などを通して、子どもの読書活動にかかわる大人への支援を図ります。

保育所（園）において、1歳の誕生月に絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行う枚方版ブックスタートを行うとともに、認定こども園も含めた地域の乳幼児への絵本の貸出しを行います。また、市民グループの運営により、本とふれあいながら子どもと保護者の交流ができるふれあいルームなど、子どもと保護者で読書に親しむ取り組みを推進し、乳幼児期から本に親しむ環境を整えていきます。

推進方向４－（３）の「主な取り組み」

- ●鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供
- ●小学校合同音楽会
- ●小・中学生絵画コンクール
- ●枚方子どもいきいき広場事業（再掲）
- ●子ども読書活動推進事業
- ●学校図書館教育の充実
- ●保育所（園）ふれあい体験＆枚方版ブックスタート事業
- ●ふれあいルーム事業
- ●学校図書館支援事業
- ●子どもに本を届ける事業

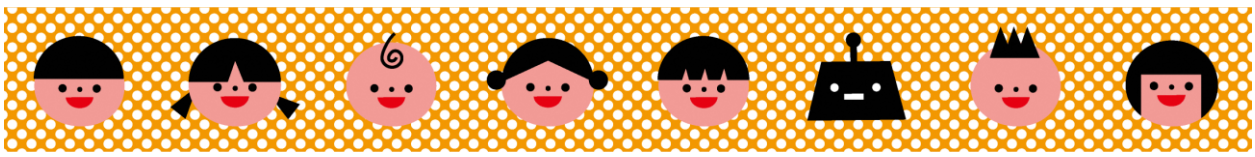

推進方向　４－（４）　子どもの国内外交流の推進

①　友好都市交流の推進

本市は、国内に加え、海外の都市とも友好交流を行っています。異なる風土、文化等に接することは、子どもの視野や夢を広げ、自主性や社会性を育む上で有意義であることから、友好都市の学校園間の交流を進めます。

②　国際化に対応できる子どもの育成

平成３１年4月から改正出入国管理法（略）が施行されるなど、グローバル化が一層進んでいる中で、子どもの頃から身近に国際感覚を身につけ、国際化に対応したコミュニケーション能力を育成するための取り組みが求められています。

国際社会で活躍できる人材を育成するため、英語教育指導助手の配置や、外部検定試験の活用、市内大学との連携などにより、英語教育の充実を図ります。

また、文化芸術等を通じて海外の学校園との交流を深めるとともに、それらについての紹介や学習会の開催に努めます。さらに、本市に住む外国人や留学生と交流できる場づくりを支援するなど、自国の文化に対する知識を一層深めながら、異国の文化を理解し、尊重する心を育むための取り組みを進めます。

推進方向４－（４）の「主な取り組み」

- 友好都市間での子どもたちの交流事業
- 学校園日中等交流推進事業
- 英語教育指導助手の配置
- 外部検定試験の活用

推進方向　４－（５）　子どもの社会的活動の推進

①　地域活動の支援

少子高齢化や核家族化、生活環境の変化や多様化などにより、住民同士のコミュニケーションが取りにくくなり、これに伴って地域における課題はより複雑化しています。

子どもの見守り活動や声かけ運動、地域広報誌の発行、地域活動の拠点としての自治会館の活用など、住民の連携を育みながら、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

②　地域との連携による多様な体験活動の推進

子どもが自分の住む地域に関心を持つためには、地域活動や防災活動、自然保護、文化活動などの多彩な活動を、地域の人と楽しみながら協力して取り組むことができる場を設けることが必要です。

地域での祭りや運動会、自主防災訓練など、子どもが参加できる行事などの活動を支援するとともに、地元で職業体験ができる環境整備を図ります。また、地域の大人たちが子どもたちに対し、学校や授業では経験できない地域の特色や多様性を活かした体験活動を提供する取り組みを支援します。さらに、保育所（園）等や認定こども園、学校園において、世代間交流やボランティア体験ができる取り組みを進めます。

③　子どもたちの夢を育み可能性を広げる学習・体験機会の提供

子どもたちが夢と可能性を育み、未来をつくり出す力を身につけられるよう、芸術、自然、スポーツ、伝統文化などのさまざまな分野で活躍しているプロや、未来に向かってチャレンジしている人たちの体験談を聴いたり交流できる場を提供するなど、子どもたちの視野を広げる機会の創出に取り組みます。

また、本市には特色ある複数の大学が立地しており、各大学と連携しながら、大学の有する専門的な知識や施設を活かし、学習・体験機会の提供に取り組みます。

推進方向４－（５）の「主な取り組み」

- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）
- 保育所（園）・幼稚園における世代間交流事業
- 小学生ボランティア体験学習
- 枚方市こども夢基金
- 青少年健全育成市民啓発事業
- 子ども大学探検隊

推進方向　４－（６）　子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

①　地域における自然環境の保全

子どもたちに森林、河川、農地など、豊かな自然を継承するとともに、自然環境を大切にする心を育むためには、自然や生き物とふれあう取り組みが重要です。

東部地域に残る里山の保全事業、自然観察会などを通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組みます。

②　環境教育の推進

地球温暖化防止やごみの減量、省エネルギー・省CO2などの環境保全への取り組みは、一人ひとりの行動の積み重ねが重要です。そのため幼児期から学ぶ取り組みとして、つる性植物などにより、建物の温度上昇を抑制する緑のカーテン事業について、学校園、保育所（園）等における取り組みを支援、推進します。また、子どもと保護者で参加できるエコライフ推進事業の充実を図り、子どもたちが自主的に行う環境学習の取り組みや実践活動を支援します。あわせて、各家庭において地球温暖化の問題を身近に学び関心を持ってもらうため、子ども版環境家計簿の普及をめざします。

環境にやさしい生活を推進するために、要望に応じて、小学校ではごみとリサイクルの話、収集体験、生ごみ堆肥化の授業などを実施し、保育所（園）、幼稚園等では楽しみながらごみ減量を学べる紙芝居などの環境学習を実施します。また、環境について関心と理解を深めてもらうため、小・中学生を対象にした、環境ポスターコンクールを実施します。

推進方向４－（６）の「主な取り組み」

- 自然観察会
- 緑のカーテン事業
- エコライフ推進事業
- 緑のじゅうたん事業
- 学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）
- 子ども版環境家計簿
- 環境学習
- 環境ポスターコンクール

基本方向Ⅲ　子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標５　子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進するとともに、外国籍の子ども等への支援など、さまざまな環境にある子育て家庭に対し柔軟に支援できるよう努めます。

第１期計画期間における取り組みの実績

- ●妊娠届出時にすべての妊婦を対象とした保健師等による面接を実施し、妊婦が抱える不安や負担感を把握し、早期に適切な支援につなげる取り組みを進めました。
- ●核家族化の進行等により、家族から産後の支援を十分に受けられないケースが増加する中、産後うつ等の予防を図り、出産直後の子育てを支える仕組みを推進する観点から、産後ママ安心ケアサービスに取り組むとともに、平成29年10月からは産婦健康診査にかかる費用助成を開始しました。
- ●聞こえの障害について、早期の発見から適切な支援につながるよう、平成30年10月より新生児の聴覚検査費用に対する助成を開始しました。
- ●平成28年3月に策定した「第3次ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、保育所・幼稚園等の保育料の軽減や、ファミリーサポートセンター利用料の助成をはじめとした、ひとり親家庭等に向けた自立支援の充実を図りました。
- ●通園、通学時等の安全確保に向け、防犯カメラの増設や、歩道設置等の交通安全施設の整備、地域と連携した見守り活動の推進に取り組みました。

第２期計画における主な課題

- ■母親の心に寄り添いながら、安全安心な妊娠・出産から育児の連続性のなかで母子の健康を支える切れ目のない支援の提供
- ■ひとり親家庭の個別状況に応じた就業支援や生活支援の総合的な提供と、支援が必要な家庭への情報提供の充実
- ■子どもが被害者となる事件や事故が多発するなかでの、地域と行政、関係機関が一体となった、災害・交通安全・防犯対策の強化
- ■国際化が進む中での外国籍の子ども等が安心して生活できる環境づくり

推進方向　５－（１）　妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援

①　安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持、増進するとともに、出産・育児に対する不安感の解消を図りながら、育児の連続性のなかで母親の心に寄り添い、切れ目のない支援を提供することが求められています。

保健センターにおいては、早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対する普及啓発に取り組むとともに、妊娠届出時にすべての妊婦を対象とした、保健師等による面接を実施し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう必要な支援につなげます。妊産婦訪問や新生児・乳児訪問等を通じ、妊娠期から母子の健康と育児環境を整えるための具体的な助言や育児支援を行うなど、妊産婦の気持ちに寄り添いながら、切れ目のない支援を行います。また、妊婦健康診査や妊産婦歯科健康診査の費用助成、新生児聴覚検査費用の助成、困窮世帯に対して出産にかかる費用を援助する助産制度等の取り組みを通じて、妊娠・出産に対する経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる体制を確保します。あわせて、マタニティスクール等を通じ、出産や育児に関する正しい知識を普及し、健全な母性の育成を支援します。

産前産後の時期は母親の心身に特に負担が生じやすく、産後うつの予防など、保健師、助産師等の専門職や医療機関等の連携によるきめ細かな支援が求められます。このため、産婦健康診査の費用助成等により、医療機関等と連携を図りながら、産後の初期段階における支援を行うとともに、家族からの援助を受けられない等で育児に不安や疲れを感じている場合には、市内産科医療機関と助産所での宿泊や日帰りで心身のケア・休養や育児に関する相談支援を提供する「産後ママ安心ケアサービス」を実施します。引き続き、家庭訪問等による養育支援など、産前産後の時期における多様なニーズに対応し、安心して生み育てられる支援体制の充実をめざします。

②　不妊・不育治療に対する支援

子どもがほしいと望んでいても妊娠せず、妊娠しても流産などを繰り返すために、不妊や不育症の治療を受けている方を対象に、医療保険が適用されない特定不妊治療（男性不妊治療を含む。）及び不育症治療に要する費用を助成します。

③　子育て講座・講習会等の保健情報の普及

離乳食・幼児食講習会や子育て講演会、地域の子育て支援の場等の機会などを通して、育児に必要な正しい知識の普及を図ります。

④　疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り予防接種率の向上をめざします。さらに、予防接種のスケジュールを自動管理し、接種日が近づくとお知らせする機能を有した、子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の普及に取り組み、予防接種にかかる負担感の軽減や、適切な時期の接種を支援します。

また、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上または養育上の課題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

⑤　乳幼児健康診査の推進

乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障害の早期発見・早期対応に取り組みます。また、乳幼児健康診査の機会を捉え、保護者についても健康状態や生活・育児状況などを把握した上で、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導や子育て情報を提供することで、安心して子育てができるよう支援するとともに、関係機関連携や家庭訪問を通じて、すべての乳幼児とその保護者に保健サービスと子育て情報の提供ができるよう、健康診査の未受診者の把握に努めます。

さらに、児童虐待の予防と早期発見の観点から、必要に応じ関係機関と連携し、子どもと保護者の心に寄り添った支援を行います。

⑥　乳幼児健康診査事後指導事業の推進

乳幼児健診や個別相談等の母子健康相談から把握される、継続した支援の必要な子どもと保護者に対して、小集団の子どもと保護者での保育を実施する乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）のなかで、ともに育ちあう場の提供と適切な保育指導や助言を行い、子どもの健やかな成長、発達を促します。

推進方向５－（１）の「主な取り組み」

- 妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 助産制度（再掲）
- 母子健康教育事業（再掲）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 特定不妊治療費用補助金交付事業
- 不育症治療費用補助金交付事業
- 予防接種事業
- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信
- ひらかた健康ほっとライン 24
- 乳幼児健康診査（再掲）
- 成人歯科保健事業（1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時）
- 母子保健推進連絡会運営事務
- 乳幼児健康診査事後指導等事業（親子教室事業）（再掲）

推進方向　５－（２）　子どもへの医療対策の充実

①　医療体制の整備と連携強化

子どもを安心して生み育てられるためには医療体制の整備は不可欠です。救急医療に従事する小児科医の確保が困難な状況のなかで、市からの委託を受け、医師会が運営する枚方休日急病診療所及び北河内7市が共同で運営する北河内夜間救急センターにおいて、初期救急診療を実施します。

また、市立ひらかた病院において、24 時間 365 日の体制で入院や検査を必要とする二次救急患者に対応し、さらに、関西医科大学附属病院においては、一刻を争う重篤な救急患者に対応する高度救命救急センターが設置され、地域完結型の救急医療の提供が可能な体制が整備されており、この機能を維持し、引き続き確保します。

また、安心して出産することができるよう、高度で専門的な機能を備える関西医科大学附属病院の総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携を図り、市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みなどを進めます。

②　子どもの医療費の助成

中学生までの子どもを養育する保護者に対して、その子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度の受給者が複数いる世帯においては、世帯単位での負担上限額を設け、子育て世帯の医療費の負担軽減を図っており、引き続き、効果的な子どもの医療費の助成に取り組みます。さらに、ひとり親家庭等に対しては、その養育する子どもが 18 歳に達した以後の最初の3月 31 日までの間、その家庭にかかる医療費の一部を助成します。

また、高額な医療費が必要となる未熟児や小児慢性特定疾病児童等への医療費の助成を行い、経済的な負担軽減を図ります。

推進方向５－（２）の「主な取り組み」

- 枚方休日急病診療所運営事業
- 北河内夜間救急センター運営事業
- 小児科救急診療（市立ひらかた病院）
- 子ども医療費助成事業（再掲）
- ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- 未熟児養育医療給付事業（再掲）
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度（再掲）

推進方向　５－（３）　ひとり親家庭の自立支援

①　ひとり親家庭への支援の推進

「子ども・子育て支援に関するアンケート」の調査結果等からもひとり親家庭の厳しい生活状況がみられる中、就業支援や子育て・生活支援など、子どもと家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

子ども総合相談センターでは、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、母子・父子自立支援員がさまざまな悩みごとを聞き、関係機関と連携しながら一人ひとりに寄り添った相談、支援を行います。

就業に向けた資格取得を支援する「自立支援教育訓練給付金」及び「高等職業訓練促進給付金」を交付するとともに、就業相談については、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度の手続き時に合わせた窓口設置など、効果的な相談支援を行います。また、日常生活を支援するためのホームヘルパーの派遣、ファミリーサポートセンターの利用料の助成に取り組みます。

また、関係機関との連携による養育費確保や面会交流の取り決めの相談や情報提供など、さまざまな支援を組み合わせて、ひとり親家庭の総合的な支援を図ります。

また、多岐にわたる支援制度やその内容についてまとめたリーフレットの充実など、支援を必要とする家庭に適切に情報提供ができる取り組みを進めます。

②　ひとり親家庭に向けた経済的援助

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当等の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。また、子どもの就学費用の負担を軽減するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度や令和2年度から開始される国の高等教育の修学支援新制度等の相談、情報提供を行い、学習意欲のある子どもの進学を促します。

推進方向５－（３）の「主な取り組み」

- 母子・父子自立支援員による相談支援事業（再掲）
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（再掲）
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（再掲）
- ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用支援事業
- 母子生活支援施設入所
- 市営住宅におけるひとり親世帯等への入居募集の実施と府営住宅の案内
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 法律相談の実施
- 児童扶養手当（再掲）
- ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

推進方向　５－（４）　安全・安心に子育てできる生活環境の整備

①　バリアフリー化による安心して外出できるまちづくり

子どもや妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大阪府福祉のまちづくり条例などに基づいて、道路、公園、公共交通機関、公共建築物などへのスロープや手すりの設置といったバリアフリー化の取り組みを進めます。

②　子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進

図書館や生涯学習市民センターなど、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備を推進します。

③　安全施設等の設置

子どもが安全・安心に通園、通学できるよう、通学路等の歩道改良や区画線（グリーンラインなど）の整備を行うとともに、交差点など交通が集中する場所においては、防護柵、カーブミラー、道路照明の設置など、引き続き交通安全施設の整備を促進します。また、子どもを狙う犯罪が後を絶たないなか、自治会の防犯灯設置に対する支援を行うほか、通学路等における危険箇所について、地域や警察と協議を重ねながら防犯カメラの増設を行うことで犯罪の抑止効果を高めていきます。

また、公園の安全・安心な利用のため、遊具の安全管理や公園灯の設置を行うなど、安全面に配慮した公園施設の整備を進めます。

④　交通安全教育の推進

子どもたちの交通安全意識の向上及び交通事故の減少を目的に、幼児・園児を対象とした交通安全教室や、小学生を対象とした歩行及び自転車利用安全教室を実施します。

⑤　防犯活動等の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネットの活用により、広く市民に迅速に提供し、地域における安心・安全情報の共有化を図ります。また、子どもの緊急避難場所となる「こども １１０ 番の家」活動、青色防犯パトロール活動など、地域における見守り活動への支援を行うとともに、子ども自身が犯罪を認識し、SOSを発信できるための啓発等に取り組みます。さらに、校区コミュニティ協議会が行う自主防犯活動を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

小・中学校においては、関係機関と連携し、防犯や交通安全の観点から、登下校の安全指導や通学路の点検を行うとともに、自然災害や不審者への対応などを目的とした防災、防犯訓練などに取り組みます。また、幼稚園や保育所（園）においても、園外活動等で使われるルートなどにおける危険個所を把握し、一層の安全対策を図ります。

⑥　不慮の事故等防止対策の推進

乳幼児の不慮の事故や、SIDS（乳幼児突然死症候群）を未然に防ぐため、保健センターにおいて開設している、事故予防啓発展示ルームを活用し、マタニティスクールや乳幼児健康診査などの場において子どもの成長に応じた事故防止対策等の啓発を行います。また、学校園におけるAED等を使用した救命救急講習の実施等、適切な応急処置等に関しての教育・情報提供の推進に取り組みます。

推進方向５－（４）の「主な取り組み」

- 公共施設などのバリアフリー化等の推進
- 交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業
- 防犯カメラの設置と管理
- 公園等の整備（遊具設置等）（再掲）
- 保育所、幼稚園、小学校における交通安全教育
- 地域安心安全情報ネットワーク事業（ひらかた安全安心メール）
- こども１１０番の家設置促進事業
- 青色防犯パトロール事業
- 青少年の健全育成事業（再掲）
- 不慮の事故防止に関する情報提供及び教育
- AED（自動体外式除細動器）管理運営事業

推進方向　５－（５）　外国籍の子ども等※への支援

①　外国籍の子どもや保護者等への支援

平成 31 年4月から、改正出入国管理法（略）が施行され、本市においても、引き続き外国人人口が増加することが見込まれます。また、令和元年6月から日本語教育の推進に関する法律が施行され、外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、国において日本語教育を推進することが定められました。こうした状況のなか、外国籍や外国から帰国した子どもなど、日本と異なる文化・言語で育った子どもやその家庭に対し、日本語習得のための機会や出産・子育て・教育の場における支援の充実が求められています。

このため、小・中学校においては、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談などを行う教育指導員を派遣し、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、国際化の進展に伴う支援ニーズの増大についても適切に対応していきます。あわせて、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、国等の財源の活用を含め、幼児教育・保育現場における現状の把握に努めるとともに、支援の検討を進めます。

また、日本語・多文化共生教室「よみかき」を通じ、日本語の読み書きや話すことに支障がある保護者等に対し、より幅広く学びの機会を提供していきます。

※「外国籍の子ども等」…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習のなかで育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。

推進方向５－（５）の「主な取り組み」

- 帰国児童等に対する教育指導員派遣事業
- 多文化共生教育研究事業
- 日本語・多文化共生教室

施策目標６　地域における子育ての相談・支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、子育て支援等に関する情報について、情報通信技術の進展なども踏まえた効果的な提供を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

第１期計画期間における取り組みの実績

●平成 29 年 12 月に、地域で健康や子育ての相談支援を行う「すこやか健康相談室北部リーフ」を開設し、保健師による家庭訪問や相談支援等を実施しました。
●子どもやその家庭の多様化・複雑化する相談に対応するため、平成 28 年 10 月に、子ども総合相談センター「となとな」を開設し、家庭児童相談や子ども・若者のひきこもり等の相談窓口を一元化しました。また、平成 29 年9月には全国的に先駆けて子ども総合相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け、人員体制の拡充等により相談しやすい体制づくりを進めました。
●新生児・乳幼児訪問や「こんにちは赤ちゃん事業」の取り組みにより、乳児のいる家庭を基本的にすべて訪問し、子育てに関する情報の提供や心身の状況の把握、子育てに関する相談支援を実施しました。
●子育てイベントや予防接種、健康診査等の子育て支援情報を子どもの年齢や居住地域に応じてきめ細かに配信できる子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」の運用を開始しました。
●育児の援助を行える提供会員と援助を受けたい依頼会員の間で相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業において、2歳未満の乳幼児の保護者を対象とした無料体験を開始しました。

第２期計画における主な課題

■身近な地域において妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談できる体制の充実
■子育て家庭の孤立化を防ぐためのアウトリーチによる積極的な相談支援の充実
■子どもたちが相談しやすい窓口体制の整備
■子育てに対する負担感を軽減する支援サービスの充実
■子育ての相談支援を行う関係機関のネットワーク組織の機能的な連携
■保護者ニーズに応じた子育てに関する情報の効果的な提供

推進方向　６－（１）　子育てに関する相談体制の充実

①　身近な地域における相談体制の充実

本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果においては、子育てに関する負担感の増加傾向がみられ、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、保護者が育児不安や孤立感を抱えやすい傾向にあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

保健センター・すこやか健康相談室「北部リーフ」に母子保健コーディネーターを配置し、身近な地域において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。「北部リーフ」については、設置によって拡充に努めた各事業の効果と課題を検証し、他地域への設置に向けて検討します。

また、生涯学習市民センター等で保健師・管理栄養士・歯科衛生士が行う乳幼児健康相談や、心理相談員による子どもの発達を踏まえた個別相談などを実施し、専門性を活かした相談支援が受けられる環境を整えます。また、24 時間 365 日対応する電話相談窓口である「ひらかた健康ほっとライン 24」では、医師・保健師・看護師等の専門の相談員が子育てや健康に関するさまざまな相談に対応し、安心して育児ができる環境の確保を推進します。

あわせて、疾病の予防や母と子どもの健康の保持・増進、育児に関する情報を整理するとともに、子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携を図り、相談機能の強化を進めます。

②　育児相談の推進

保育所（園）等や幼稚園、認定こども園において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からのさまざまな相談に応じ、親の悩みや育児不安の軽減を図ります。

③　妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実

妊産婦や、乳児のいる家庭では、外出しづらく孤立感に陥りやすいこと等から、アウトリーチによる積極的な支援の重要性が求められています。

保健師、助産師等による「新生児・乳児訪問」や、研修を受けた地域の子育て経験者や保育士らが訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」の取り組みにより、4か月までの乳児のいる家庭を基本的にすべて訪問し、育児不安の解消につながるよう、子育てに関する情報の提供や子育てに関する相談・助言を行うとともに、必要な家庭には継続的なフォローを行います。

心身の不調や育児不安等を抱える妊産婦に対しては、母子保健コーディネーターが状況を伺った上で、「産後ママ安心ケアサービス」等の必要な支援につなげます。

また、妊産婦訪問や乳幼児訪問においては、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が育児不安の解消や必要な医療や療育への助言を行うなど、周産期から継続的に支援します。

さらに、2,500 グラム未満の未熟児や低体重児に対して、訪問指導等を実施し、保護者の育児不安の解消と仲間づくりのために教室を開催します。

④　家庭児童相談等の充実

子ども総合相談センターでは家庭児童相談として、18 歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもの状況に応じて心理検査やプレイセラピー（遊戯療法）、親へのカウンセリング、必要に応じて家庭や学校などへの訪問や医療機関の紹介を行います。また、親向けの支援プログラムや子ども対象のプログラムを実施し、親としての成長を支援し、保護者が子どもと向き合える環境をつくるなど、良好な家族関係や子どもの心の成長を促す取り組みを行います。

平成 29 年9月からは、改正児童福祉法に則して、子ども総合相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け、年々増加し、また複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できるよう体制整備を行いました。引き続き、必要な人員の確保と技能向上等の体制強化を図るとともに、子育て等に関する相談について、土日曜・夜間、24 時間電話で相談できる事業に取り組みます。さらに、SNSなどの子どもたちが相談しやすい手段を用いた、新たな相談窓口の開設に向けて検討を進めます。

⑤　教育相談の充実

小・中学校においては、学校生活での悩みなどについて、担任を中心とした教職員や、心の教室相談員、スクールカウンセラーなどの専門家が、相談に応じます。教育委員会においては、幼児・児童・生徒に関する総合電話窓口として、引き続き、「子どもの笑顔守るコール」を設置するほか、休日を含めて 24 時間対応できるよう、大阪府と連携して電話等を活用した教育相談に応じます。

また、教育文化センターでは、電話や面談による保護者や子どもたちからの教育全般にかかわる相談に幅広く応じ、教育相談体制の充実に努めます。

⑥　青少年相談事業の充実

中学校卒業後における子どものひきこもり等が社会問題となる中、子ども総合相談センター内に常設の相談窓口として「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、臨床心理士や社会福祉士等の相談員による、家庭児童相談と連携した切れ目のない相談支援を行います。また、家庭訪問や関係機関への同行支援、社会とつながるきっかけとするための居場所事業、当事者家族への支援など、家庭や一人ひとりの状況に合わせた適切な支援を行います。

枚方公園青少年センターにおいては、専門の相談員が青少年全般のさまざまな相談に応じ、適切な助言を行うよう努めます。

⑦　障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

障害のある子どもに関するさまざまな悩みや不安を抱える保護者等に対して、障害福祉室のケースワーカーや相談支援センターが面接相談等を行います。

相談件数が年々増加する状況のなか、障害児や保護者の抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けたきめ細かなケアマネジメントにより、障害児や保護者の生活を支え、支援を行います。また、地域における相談機能の充実を図るため、「基幹相談支援センター」1か所に医療的ケア児の支援調整の役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、福祉サービスや社会資源の利用に関する相談や、利用に関するコーディネート、情報提供を行い、その自立や社会参加の促進を図ります。

推進方向６－（１）の「主な取り組み」

- 母子健康相談事業（再掲）
- 子育て世代包括支援センターの設置
- ひらかた健康ほっとライン 24（再掲）
- 育児相談事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業
- 母子訪問指導事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 育児支援家事援助事業（養育支援訪問事業に含む）（再掲）
- 未熟児等の保健事業
- 家庭児童相談事業（再掲）
- 土日・夜間電話相談事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）（再掲）
- スクールカウンセラー配置事業（中学校）（再掲）
- 子どもの笑顔守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 教育相談事業（支援、一般、不登校）（再掲）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業（再掲）
- 青少年サポート事業（再掲）
- 障害者相談支援事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業（再掲）
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置

推進方向　６－（２）　子育てに対する支援体制の充実

①　地域における子育て支援の推進

地域における子育て支援策として、気軽に相談できる場の充実を図るとともに、相談できずに孤立している子どもと保護者を発見し、適切な支援につなぐことが重要です。

身近な地域での、具体的な生活習慣や遊びの指導などを通じて、子育てに関する知識を深められるよう、「ふれあいルーム」や子育てサロン、民生委員・児童委員協議会主催の子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」など、地域で行われる子育て支援活動の活性化に取り組むとともに、支援が必要な保護者に対しては、関係機関との連携のなかで参加勧奨を行うなど、地域とのつながりづくりを支援します。

②　地域子育て支援拠点事業等の充実

子育て家庭の孤立化を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流したり相談できる場が求められています。子育てに関する講座や相談、情報の提供等を行う「地域子育て支援拠点事業」について、利用者のニーズを踏まえた講習・講座の充実と親子の交流の促進に努めるとともに、多様な手段を利用した情報発信に取り組みます。

③　保育所（園）における子育て支援の推進

保育所保育指針においては、保育所（園）は入所する子どもの保護者のみならず、関係機関との連携のもとで、地域に開かれた子育て支援を行うことが位置付けられています。地域の子どもと保護者が気軽に遊びや相談ができるよう、保育所（園）ふれあい体験やお誕生会、枚方版ブックスタート、園庭開放などを行います。また、保育所（園）の施設機能やマンパワーを活用し、地域の子どもと保護者を対象とした遊びの場の提供、保育行事、育児相談などの取り組みを推進します。

④　幼稚園における子育て支援の推進

幼稚園の施設や機能を活かし、在園児だけでなく、地域の未就園児の保護者への支援を行うことが求められています。保護者の就労やリフレッシュ等のさまざまな事情に対応する預かり保育や、在園児と未就園児が交流できる催し、未就園児親子による保育体験、親と子の育ちの場としての園開放等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝えるなど、地域の保護者の子育てに関する安心感を高める取り組みを進めます。

⑤　認定こども園における子育て支援の推進

認定こども園の施設や機能を活かし、通園していない子どもの家庭も、子育て相談や子どもと保護者の交流の場などに参加できるよう取り組みを推進します。

⑥　一時預かり事業の実施

保護者が疾病等で療養が必要な場合や育児疲れで保護者のリフレッシュを図る必要があるときなど、一時的に子どもを預けたいというニーズに対応するため、保育所（園）において一時預かりを実施します。また、短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れをあわせて実施します。幼稚園においても、就労などによる長時間預かりのニーズに対応できるよう、在園児に対して預かり保育を実施します。

⑦　子育て短期支援事業の充実

保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時や、保護者の仕事が夜間等にわたる場合など、一時的に家庭で養育することが困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援するため、ショートステイ、トワイライトステイの子育て短期支援事業の充実を図ります。

⑧　保護者の交流の場の設定

保護者同士の交流とつながりを広げるため、「広場さぷり」や「すこやか広場・きょうぶん」において、子育てサークルに対する活動の場の提供により、子育てに関する主体的な取り組みの活性化を図ります。また、乳幼児期の集団健康診査や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者同士が交流できる機会を設けるとともに、それらの施設にある設備や遊具の提供、遊びの知識や方法を伝えることなど、保護者の活動を支援します。

⑨　地域のネットワークによる子育て支援の推進

自治会や校区福祉委員会をはじめ、校区内の各種団体が結集して組織する校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどとの連携を深めることで、多様なコミュニケーションを図る場を創出し、地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上に資するよう努めます。

各地域子育て支援拠点で運営している地域子育て支援会議において、保育所（園）や幼稚園、保健センター、民生委員・児童委員などの関係機関が情報交換、課題共有を行いながら、地域における子育て支援活動の連携を図ります。

また、中学校区を単位とした地域教育協議会等の活動を通じて、学校や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭などとの連携により、さまざまな活動や交流の機会を設けます。

さらに、不登校やひきこもり、虐待などの困難を有する子ども・若者を支援するため、健康・医療・教育・福祉・就労等のさまざまな関係機関・団体で構成する「子ども・若者支援地域協議会」等を活用しながら、切れ目なく、包括的に支援できる体制づくりに努めます。

⑩　多胎児家庭に対する支援の推進

3歳未満の多胎児を養育している世帯に対し、ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、利用促進に向けて、地域子育て支援拠点やふれあいルーム、保育所等利用申し込み窓口等で個別の周知を図ります。

推進方向６－（２）の「主な取り組み」

- ふれあいルーム事業（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業
- 私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援
- 幼稚園等幼児教育充実事業
- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 保護者の交流の場の設定
- 地域子育て支援会議運営事業
- 総合的教育力活性化事業
- 多胎児家庭育児支援の拡充

推進方向　６－（３）　子育てに関する適切な情報提供の推進

①　子どもの成長等に応じたきめ細かな子育て情報の提供

子育てイベントや予防接種、健康診査等の子育て支援情報を子どもの年齢や居住地域に応じて配信できる子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用し、居住地や子どもの年齢などに応じたイベント情報や健康診査の通知を行うなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな情報発信を行います。

あわせて、市のホームページにおいて、市内各地で行われる子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーを引き続き活用するとともに、助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みます。

②　妊娠時及び就学前の総合的な子育て情報の提供

妊娠・出産時から就学前にかけて、子どもの成長に応じた適切な情報を、すべての人に、もれなく伝えることが重要です。妊娠時には母子健康手帳とともに、本市の各種保健福祉サービスに関する情報を掲載している「すくすく子育て手帖」等を配付します。また、乳幼児健康診査等の幅広い機会を捉え、「ひらかた子育て応援ナビ」やひらかた子育てMAP、各種パンフレット等の子育て情報を、それぞれの年齢に応じて効果的に提供するよう努めます。

推進方向６－（３）の「主な取り組み」

- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を活用した情報発信（再掲）
- 母子健康手帳等交付事業
- 子育て情報発信事業

推進方向　６－（４）　子育て中の社会参加支援

①　保育つきイベントの推進

心身のリフレッシュ等を図る催しや、就労のための講座、知識、教養を身につける講座などに子育て中の保護者が参加しやすいよう、保育つきのイベントの促進や一時預かり事業の利用を啓発していきます。

②　相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）の充実

保育所（園）や認定こども園、学校園への送迎や終了後の預かり、保護者の通院時などに、育児の援助を受けたい人と、子育ての経験を活かして育児の援助を行いたい人とが相互に援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を引き続き実施するとともに、子育てへの不安感や孤立感が特に大きい2歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、本事業の活用を促進するための無料体験を実施し、出張登録会等を通じて、周知を図ります。また、援助を行いたい人と受けたい人双方が安心して活動できるよう、子どもの安全や発達等に対する理解を深め、スキルアップを図るためのフォローアップ講座を開催します。

推進方向６－（４）の「主な取り組み」

- ●一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）
- ●ファミリーサポートセンター事業

施策目標７　子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の多様化する利用ニーズに対応できるよう、効果的・効率的な環境整備に取り組みます。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

第１期計画期間における取り組みの実績

- 「めざせ!!『通年の０（ゼロ）』」をキャッチフレーズに、私立保育所（園）の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の開設等を行い、待機児童ゼロに向けて取り組みました。
- 保育所・幼稚園等における第3子以降の保育料の無償化を実施し、多子世帯の保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境の整備を進めました。
- 私立幼稚園における預かり保育への支援を行いました。
- 保育士の入居用に借り上げた住居費用の補助に加え、潜在保育士の就労支援を行う「保育士等就職支援センター」を開設し、保育士確保のための取り組みを推進しました。
- 留守家庭児童会室において、障害の有無に関わらず5・6年生の受け入れを開始し、保護者が働くための環境整備に努めました。

第２期計画における主な課題

- 保育料無償化の影響など今後の保育需要を見込んだ待機児童対策の推進
- 通年の待機児童の解消や年度途中における転入者、育児休業明けの保育ニーズへの対応
- 保育士不足が課題となる中での保育士等の確保対策の推進
- 少子化が進む中、保育の負担軽減策の推進
- 留守家庭児童会室の利用ニーズへの対応など豊かな放課後環境の整備
- ワーク・ライフ・バランス推進の啓発などによる男女共同による子育ての推進

推進方向　７－（１）　多様な保育サービスの充実

①　保育体制の確保

景気の影響や女性の社会進出などによる共働き家庭の増加や子ども・子育て支援新制度の施行に伴い保育の必要性に係る事由が拡大されたことなどにより、少子化の進行に反して、高い保育需要が継続しており、国の「子育て安心プラン」においても平成 30 年度から令和2年度末までの3年間で 32 万人の受け皿整備を掲げています。安心して保育が受けられるよう、認可保育所や認定こども園への移行による定員増を基本として、平成 30 年度に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」に掲げる取り組みの推進などにより子育て支援の充実を図ります。また、通年の待機児童の解消や、年度途中の転入者、育児休業明けの保護者の保育ニーズに対応するため「待機児童用保育室」の整備を進めます。

②　認定こども園の普及

認定こども園が保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、私立幼稚園及び私立保育所（園）について、各事業者の意向を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。特に、各地域におけるすべての年齢の児童を対象とした保育需要に対応できる幼保連携型認定こども園については、今後の保育需要を踏まえながら、引き続きその普及をめざします。

公立幼稚園6園においては、平成 31 年度から3歳児保育を実施するとともに、教育時間の前後に預かり保育を実施しています。そのうち4園については、小規模保育事業を併設し、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」を実施しています。今後、当施設を含む公立幼稚園や公立保育所については、保育需要の動向を踏まえながら認定こども園化を視野に入れた検討を進めます。

③　満３歳未満の児童の保育枠の拡大

満3歳未満児が待機児童の大部分を占めている中で、待機児童を生じさせないための取り組みとして、弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや保育所分園の設置、幼保連携型認定こども園の普及を促進するほか、小規模保育事業の実施など、産休・育休明け保育の充実に向けた取り組みを進め、子育てと仕事の両立を支援してきました。今後も引き続き保育需要を踏まえながら、満3歳未満の児童の保育枠について検討しながら、3歳以降の受け皿確保も含めた課題整理を進めます。

④　延長・夜間・休日保育の実施

勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に応えるため、午後7時までの延長保育を行います。また、私立保育所（園）において、夜間保育事業や休日における保育需要に対応するための休日保育事業を実施します。

⑤　病児・病後児保育の充実

保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、保育中に発熱などにより体調が悪くなった児童に対する保育体制の整備を図ります。また、病気やその回復期のため、保育所（園）や認定こども園等に通所できない児童への対応については、医療機関併設型の病児保育室において保育と看護を行うなど、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

⑥　弾力的な就労支援

保護者の短時間の就労・就学などを支援するため、私立保育所（園）での一時預かり事業を実施するとともに、幼稚園や認定こども園での通常の教育時間外の預かり保育事業を実施します。

⑦　保育士等確保の支援

保育需要の増加に伴う保育体制の整備にあわせて、保育士不足が問題となる中、市内の保育施設等における保育士の確保に向け、平成 31 年1月に、潜在保育士（保育士資格を有しているが、保育所から離職されている方）の就労支援などを行う「枚方市保育士等就職支援センター」を設置しました。保育士等が離職した際の同センターへの登録を促し、再就職支援コーディネーターにより、本人の希望・条件を踏まえたマッチングを行うほか、就職相談や就職セミナー、出張相談会の開催等を行うことで、保育施設等における保育士・幼稚園教諭等の安定的な確保と待機児童対策の円滑実施を図ります。また、私立の保育園等に勤務する保育士等に市独自の処遇改善を行うことで、保育士の雇用促進と離職防止を図ります。

さらに、認定こども園においては、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する保育教諭が必要となることから、その資格を取得するための支援を行います。

⑧　利用者支援事業の推進

子育てに関する保護者のニーズが多様化する中で、保育所（園）や認定こども園等による多様な保育サービスや子育て支援サービスから保護者が必要とするサービスを適切に選択し、円滑に利用できるよう、専任の相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、相談・情報提供等の支援を推進します。さらに、保育所（園）や認定こども園などの関係機関との連絡調整、連携などの体制づくりなどを検討します。保健センター・すこやか健康相談室に母子保健コーディネーターを配置し、子育てと仕事の両立等の相談があれば、必要なサービスや関係機関の利用につなげます。

⑨　保育サービス等利用にかかる負担軽減の充実

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までのすべての子どもを対象とした利用料が無償となりました。この趣旨を踏まえた適正な制度の運用を図るとともに、本市独自の多子世帯への負担軽減策として、これまでの第3子に加え、さらに第2子についても保育料を無償とします。あわせて、各施設において実費として徴収する給食費（副食費）についても国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費を補助します。

推進方向７－（１）の「主な取り組み」

- 通常保育事業
- 待機児童対策の推進
- 小規模保育事業
- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 夜間保育事業
- 休日保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）（再掲）
- 保育士等就職支援センター事業
- 利用者支援事業
- 第2子以降の保育料の無償化及び保育所（園）・幼稚園等における給食費（副食費）の補助（再掲）

推進方向　７－（２）　放課後児童対策の充実

①　放課後児童の安全確保・指導の充実

留守家庭児童会室事業では、保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童を対象に、全小学校において、安全確保を図りながら、遊びや集団生活のなかで協調性や社会性を養えるよう保育を実施しています。平成 30 年度から入室対象学年を全学年に拡大したこと等に伴う入室児童数の増加に対応するため、従事する職員の募集・任用方法の見直しを行うなど、質の確保を図りながら基準に則った安定的な運営に努めます。

また、留守家庭児童会室へのスムーズな接続による児童の安全・ 安心な保育を行うため、必要に応じて就学前施設を訪ね、子どもの状況を共有するなどの連携を図ります。

②　保育料の軽減・施設の有効利用

子どもの就学前・就学後を通した保護者への継続した就労支援を図る観点から、当面の間、保育料の軽減を図ります。また、余裕教室を含めた学校施設の活用による効率的・効果的な整備に取り組みます。

③　留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の総合的かつ効率的・効果的な運営と連携

児童の自主性・社会性等の育成、学力向上など安全安心な空間で仲間と過ごす時間をすべての児童に用意し、より豊かな放課後を実現するとともに、効果的・効率的な運営を図るため、令和2年度を始期とする「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づき、これまで個別に実施してきた「留守家庭児童会室」「放課後自習教室」などの児童の放課後対策関連事業の運営について、「留守家庭児童会室」と「放課後子ども教室」を核とした「総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）」として、総合的かつ効果的・効率的な運営に取り組みます。

推進方向７－（２）の「主な取り組み」

- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）（再掲）
- 留守家庭児童会室の保育料軽減・施設の有効活用
- 放課後自習教室事業（再掲）
- 放課後子ども教室事業（再掲）
- 総合型放課後事業（留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室・枚方子どもいきいき広場の連携・協働）

推進方向　７－（３）　男女共同子育ての推進

①　男女がともに参加する子育ての推進

固定的な性別役割分担の意識を変え、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、市民意識の啓発、向上を図るための講座の開催や、情報提供、相談事業の充実に努めます。

また、男女共同参画に資する取り組みを行う市民団体への活動支援を行うとともに、市と団体が協働し、子どもから大人まで、性別年齢を問わず男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。

②　仕事と生活の調和に向けた環境の整備

男女がともに子育てに参加するためには、長時間労働の抑制や男性も含めた育児休業の取得促進など、子育てをしやすい雇用環境を整備する必要があります。そのためには、事業主が積極的にこれらの環境整備に取り組まなければなりません。また、仕事、家庭や地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、人生の各ステージに応じて自らが希望する生き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを、社会全体の運動として広げていくことが大切です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組みます。

推進方向７－（３）の「主な取り組み」

- 男女共同参画推進事業
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動